犯罪被害者基本法の制定を求める意見書

我が国では長年、犯罪被害者に対する保護・支援策が未確立のまま推移しており、犯罪被害者は精神的にも経済的にも大きな苦難を強いられてきた。近年において犯罪被害者の置かれている状況が広く認識されるようになり、また、被害者支援のための組織が各地に設立されるなど、ようやく犯罪被害者支援について一定の前進が見られるようになり、いわゆる犯罪被害者保護関連二法が成立し、その制定を受けて刑事手続きについて被害者等の心情を尊重する方向を打ち出し、さらに、犯罪被害者等給付金支給法の改正も行われた。

しかしながら、被害者の悲惨きわまる実情は、これらの諸施策によってもいまだ抜本的に改善されたというには及ばない状況にある。

よって、本市議会は、政府に対し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び犯罪被害者等の社会復帰を支援する行政の責務を明確にし、犯罪被害者等支援対策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする「犯罪被害者基本法」の早期制定を強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年 3月20日

三鷹市議会議長 吉 野 博 明